

議案第142号令和2年度一般会計補正予算（第12号）に対する附帯決議

- 1 地域自治組織支援基金については、今後の用途を整理し、基金が広く公平に活用されるよう設置条例の改正を行うこと。
- 2 （仮称）古川中里コミュニティセンターの建設財源は、特定財源の活用を念頭に、クラウドファンディングや寄附等を募る努力をすること。  
また、これまでの建設予定地（旧古川東保育所東側）である市有地は、遊休資産とならないよう早急に売却処分し、得られた土地売り払い収入のうち、地域自治組織支援基金から繰り入れた額の戻し入れを行うこと。
- 3 同コミュニティセンター建設にあたっては、集会機能はもとより、社会教育及び生涯学習の拠点機能や、感染症対策を考えた一次避難所機能についても十分に検討し、立地の優位性を活かした複合施設として整備すること。

以上決議する。

令和2年12月14日

大崎市議会